

令和9・10年度民間事業者等を活用した校外での
学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務
公募型プロポーザル仕様書

令和8年10月

和泉市

令和 9・10 年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業「いずみ希望塾」運営委託業務に関する仕様は次のとおりとする。

1. 業務名

令和 9・10 年度民間事業者等を活用した校外での学習支援事業 「いずみ希望塾」運営委託業務

2. 業務目的

「確かな学力」を育成するにあたり、和泉市の小・中学生の全国学力・学習状況調査の結果から、平日に学校の授業以外で学習する時間を十分に確保できていない児童・生徒が一定数いることが課題となっている。また、全国学力・学習状況調査の結果では、依然として府平均を下回っており、正答数の少ない児童・生徒の割合が全国より数%多い状況であり、基礎学力の定着についても、さらなる取組みが必要である。

このことから、小・中学生が学校外でも継続して学習に取り組むことができるよう、学習環境を整えるとともに、学習習慣や自ら学ぶ力、基礎学力を育成することが必要である。

そこで、和泉市内の小・中学生を対象とした校外での学習支援事業の一環として、家庭での学習に困難を抱えていたり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする児童・生徒に対し、学習の場を提供するとともに、民間教育事業者を活用した指導力を有する人材による学習支援を実施する。これにより、小学生については主に学習習慣の定着及び基礎学力の向上、中学生については主に基礎学力の向上及び自律的に学習する力の育成を図り、「確かな学力」の育成につなげるものとする。

なお、本仕様書において、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

3. 業務内容

上記2の業務目的に鑑み、小・中学生を対象とした「いずみ希望塾」における学習機会の提供に関して、和泉市（以下「発注者」という）が、受注者に委託する業務は、以下のとおりとする。なお、業務は年度ごとに実施するものとし、令和10年度業務にかかるスケジュール等の未確定の部分については、あらためて調整するものとする。

- (1) 受講者の募集・選考・三者面談
- (2) 講座の開催・運営
- (3) 児童・生徒の管理、保護者からの相談対応
- (4) 学力診断テスト及びアンケートの実施（年間3回）
- (5) 学習方法・進路選択等に関する指導・助言
- (6) 小学生の家庭学習支援及び学習習慣の形成に関する支援
- (7) 中学生の自律的な学習を促すための学習支援
- (8) 活用教材の準備等について
- (9) 業務従事者への研修の実施
- (10) 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」という。）への対応
- (11) Wi-Fi環境の整備について
- (12) 個人情報保護マネジメントについて
- (13) (1) から (12) に附帯するその他必要な業務

4. 業務詳細

(1) 受講者の募集・選考・三者面談

ア. 募集対象は令和8年度に和泉市内在住で市立各学校に通う小学3年生(1,453人)・4年生(1,449人)・5年生(1,579人)・6年生(1,656人)と中学1年生(1,478人)・2年生(1,557人)とする（令和9年度に小学4・5・6年生及び中学生となる和泉市内在住で市立各学校に在籍している者）。

募集人数は合計660人程度（小学生は各学年145人程度、中学生は各学年75人程度）とする。募集用チラシの作成、印刷を行う。また、申し込み者の把握も行う。（選考・受講者の決定は市で行う。）

受講児童・生徒数が、募集児童・生徒数を下回った場合で、会場における業務従事者の人員が削減となる場合は、その人数に応じた減額等の変更について協議に応じること。

※各会場の最大収容人員までは、受講可能とする。

※小学4・5・6年生 … 会場：平日の対面授業（週1日程度）

家庭：自学自習（AIドリル使用）

中学生 … 会場：平日の対面授業（週2日程度）

イ. 受講希望者は可能な限り受け入れること。また、その工夫を行うこと。

ウ. 受講予定者には、受注者が本人・保護者との三者面談を授業開始までに実施すること。

エ. 開講にあたり、受講者の学力診断テストを行い、個別の学習指導計画（短期・長期）の作成や習熟度別グループ編製の資料とすること。

オ. 開講準備におけるスケジュール

日 程	業務内容
令和8年12月～	募集チラシ作成
令和9年1月中旬	募集チラシを発注者へ納品
令和9年1月中旬	募集チラシを学校へ郵送 受講希望者募集開始
令和9年2月中旬	受講希望者募集終了（募集開始後約3週間） 申し込み者の把握 （発注者へデータ（参考1）を送付）
令和9年3月	受講予定者面談日程決定 受講予定者面談日程の送付（受講予定者家庭へ）
令和9年3月中旬～4月上旬	受講予定者面談
令和9年4月下旬	授業開始

（参考1）：データ項目は、「児童・生徒名とふりがな」「性別」「児童・生徒の在籍学校名」「令和8年度の児童・生徒の所属学年」「保護者名とふりがな」「児童・生徒と保護者との続柄」「保護者の連絡先（住所・電話・メールアドレス等）」「参加希望会場（第1～第3希望）」等

カ. 募集チラシの納品先及び部数と納品方法

ア. 和泉市立小学校（郵送） 18校：約6,700部予定

イ. 和泉市立中学校（郵送） 8校：約3,500部予定

ウ. 和泉市立義務教育学校（郵送） 2校：約1,200部予定

エ. 和泉市役所 学校教育室 約2,600部予定

計：約14,000部予定

※ア～エのいずれも郵送等により直接納品すること。

※その他、現在いずみ希望塾に参加している児童・生徒へのチラシ配付は別途行うこと。

（2）講座の開催・運営

ア. 実施科目は、次のとおりとする。

小学4年生については、国語・算数・社会・理科

小学5・6年生については、国語・算数・社会・理科・外国語（英語）

中学生については、国語・数学・社会・理科・外国語（英語）

※対面型での実施教科は、小学生は国語・算数、中学生は国語・数学・社会・理科・外国語（英語）を主要教科とする。

- イ. 開催は4月下旬（予定）から3月までの月～金曜日、対面型で各会場各区分、小学生は週1日程度、中学生は週2日程度とする。開催日数は、各会場各グループにおいて小学生・中学生ともに対面型（学年を分けずに小学生・中学生で各1教室）で、小学生は年間40日程度、中学生は年間80日程度行う（令和9年度いずみ希望塾日程一覧（予定）（別紙参照）※令和10年度の予定は未定）。調整により、最終的に日程を決定する。ただし、場合によっては会場の教室数や開催日数等に変更することもあるので詳細については協議に応じること。事業提案の経費試算は最大日数を見込むこと。
- ウ. きめ細やかな指導実施のため、学年を習熟度別にクラス編制するなど指導方法の工夫を行う。
- エ. 小中学生それぞれについて、市が学習上の課題と指定する重点単元を踏まえ、当該単元の確実な理解と定着をはかるための学習支援を重点的に実施すること。実施に当たっては、児童・生徒の理解状況を把握するとともに、実態に応じて指導内容及び指導方法を工夫すること。

【重点学習内容等】

《小学生：算数》

4年生「わり算、小数、分数、変わり方、簡単な割合」

5年生「小数のかけ算・わり算、分数のたし算・ひき算、
分数のかけ算・わり算、割合、伴って変わる2つの数量の関係」

6年生「分数のかけ算・わり算、比、比例・反比例」

《中学生：数学》

1年生「一次方程式、比例・反比例」

2年生「一次関数、証明、連立方程式」

3年生「二次関数、相似、二次方程式」

《小・中学生：国語》

「情報の扱い方に関する事項、文章を読んで理解したことに基づいて自分の考えをまとめる(資料の活用含む)」

《中学生：英語》

1～3年「事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある文章を書くこと」

1年生「代名詞：人称や指示、疑問を表すもの」

「動詞の時制及び相など：現在形、過去形」

2年生「接続詞」「to 不定詞」「動名詞」「受け身」

3年生「動詞の時制及び相など：現在完了形、現在完了進行形」

「分詞」「関係代名詞」

※上に示す内容以外であっても、関連する内容やその他課題が大きい内容については、取扱うことは可能とする。また、中学生においては、個別の課題に取り組むことも可能とする。

オ. 1 講座あたりの指導者については、下記の①②のとおりとする。

①指導実績が2年以上のベテランの指導者1人を教室管理責任者とする。

②その他、児童・生徒7人以下に対して1人以上の指導者を配置する。

カ. 学習時間については、下記を基本とする（各会場により変動）。

＜会場タイプ A：17時30分～21時30分で使用する会場＞

和泉市立図書館・和泉市生涯学習センター（和泉シティプラザ）・

和泉市立北部リージョンセンター・和泉市立南部リージョンセンター

月～金曜日 【小学生】 17時30分～19時20分（時間厳守）

【中学生】 19時30分～21時20分（時間厳守）

＜会場タイプ B：17時～21時で使用する会場＞

和泉市立青少年センター・和泉市教育センター・和泉市立コミュニティ体育館

月～金曜日 【小学生】 17時00分～18時50分（時間厳守）

【中学生】 19時00分～20時50分（時間厳守）

キ. 通塾方法については、徒歩・自転車・バス・保護者送迎（各家庭の責任で）とする。

ク. 小学生の家庭での AI ドリルの自学自習履歴（学習時間・学習内容及び進捗状況・正誤状況等）の把握を次回会場実施の対面授業2日前までに行い、当該児童保護者に対し、学習状況に対するコメント（学習のポイントやアドバイス等）を、メールで連絡すること。

（3）児童・生徒の管理、保護者からの相談対応

ア. 児童・生徒の成績管理、出席管理、安全管理、教室内での規律維持を行うこと。

イ. 保護者等からの相談については、真摯に対応し、緊急性を有するものについては、速やかに発注者に報告すること。

ウ. 児童・生徒ならびにその保護者と業務従事者間のトラブル・苦情等については、受注者が責任を持って対応すること。また、受注者は、本社と速やかに連携し、必要な指示を受けた上で対応すること。事案を把握した場合は、把握した翌日正午までに発注者へ速やかに連絡を行うこと。なお、緊急性の高い事案については、直ちに速報の期限にかかわらず発注者へ連絡すること。速報後、原則として1週間以内をめどに事案の経緯、対応内容等を記載した進捗状況報告を発注者へ提出すること。くわえて、事案対応の経過について

は、随時進捗状況を報告するとともに、事案対応終了後、10日以内をめぐに、あらためて最終の事案報告書を書面にて提出すること。

エ. 傷害保険等、教室内での事故等への対応を行うこと。

※受注者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置をとらなければならない。必ず、参加者傷害保険や賠償責任保険等に参加し対策をとること。なお、発注者は、本業務中における事故については一切責任を負わないこととする。

オ. 退会を申し出た受講者に対しては、可能な対応を提示し、できるだけ継続受講できる環境を整えること。また、本人・保護者の強い申し出により退会の意思が変わらず、退会した場合は受講者の追加を行う（ただし、応募時の人数が小中それぞれにおいて募集定員を超えていた場合は、抽選で落選したものの中から補充するものとする）。

(4) 学力診断テスト及びアンケートの実施（年3回）

ア. 定期的に学力診断テスト及びアンケートを行い、学習の定着状況を把握・分析し、成果目標・数値目標の設定等を行うとともに、日々の学習支援に活用すること。

イ. 学力診断テストをもとに、児童・生徒個々の学力向上に向けた学習指導計画（短期・長期）を作成すること。

ウ. 結果については、必要に応じて本人・保護者に対し開示するとともに、児童・生徒が在籍する学校にも提供する。また、発注者とも情報を共有し、事業の効果検証の資料とする。

エ. 民間業者等による模擬テスト・英語検定・漢字検定・数学検定などを実施する場合、受検は任意とし、受検料は保護者負担でも可とする。

(5) 学習方法・進路選択等に関する指導・助言

ア. 受注者は、年間を通じて、児童・生徒、保護者に対する学習方法・進路選択等に関する指導・助言、自学自習の進捗状況の把握を行うこと。

イ. 受注者は、発注者の求めに応じて、児童・生徒の学習の定着状況・進路選択等に関する情報を、発注者や学校と共有すること。

(6) 小学生の家庭学習支援及び学習習慣の形成に関する支援

ア. 児童一人ひとりの学習状況、学習習慣、および理解度を把握した上で、家庭学習における適切な学習内容および学習方法について具体的に助言を行う。必要に応じて、児童の学習負荷を考慮した無理のない学習計画の策定を支援すること。

イ. 家庭での自主学習について、発注者が提供する AI ドリルを活用し、児童が継

続的に学習に取り組むための動機付けと支援を行うこと。

- ウ．児童の AI ドリルの学習履歴データを定期的に確認し、児童の学習進捗状況やつまづき等を把握するとともに、その結果に基づき、必要に応じて学習内容の変更、学習方法の改善についての助言や会場での補足的な学習支援を行うこと。
- エ．家庭での学習継続が困難な児童に対しては、その状況と要因を把握し、児童とともに、実現可能かつ無理のない学習目標および学習計画を設定するなど、段階的に学習習慣を確立できるよう、個別の支援を行うこと。
また、必要に応じて、児童の家庭での学習状況および取り組み状況について保護者と共有し、家庭における学習の進め方や、児童への声かけの仕方など、保護者が児童をサポートできるよう具体的な助言を行うこと。

(7) 中学生の自律的な学習を促すための学習支援

- ア．生徒が自らの学習状況および課題に応じた学習内容を自律的に考えられるよう支援すること。また、生徒自身が必要と判断した教材や、学校で課せられた課題等を持ち込み、主体的に学習に取り組める環境を提供すること。
- イ．自ら学習教材や課題を選択し、持参することが難しい生徒に対しては、学習状況、理解度、および生徒本人の希望を十分に踏まえ、効果的な教材や課題の選定を支援するなど、個々の生徒に応じたきめ細やかな学習支援を行うこと。
- ウ．生徒が自らの学習目標に基づいた学習計画を立て、学習の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて学習内容や方法を見直すことができるよう支援すること。
- エ．生徒の学習状況を把握し、学習方法の改善点や、より適切な教材の選択等について具体的な助言を行う。また、生徒が自らの力で学習を進められるよう、段階的な支援を行うこと。

(8) 活用教材について

- ア．教室で活用する教材に関しては、受注者で準備する紙教材を主に活用し、発注者で準備する AI ドリル（市で導入）については補助的に活用することとする。
※中学生は、受注者で準備する紙教材等のほか、学校で取り組んでいる課題や、自ら必要と考える学習課題等を持参し、学習に取り組むことも可能とする。ただし、課題を持参できない生徒や何に取り組んでよいかわからない生徒に対しては、個々の学習状況やニーズに応じて、生徒とともに適切な学習課題を設定したり、学習計画を立てたりするなど、柔軟に対応すること。

イ．小学生が家庭で行う自学自習についても、発注者で準備する AI ドリル（市で導入）を活用すること。（また、その学習履歴の把握を行うこと。）

（９）業務従事者への研修の実施

受注者は、業務が適正かつ円滑に行われるよう、業務従事者に対し、必要な研修を実施し、又は研修機関が実施する研修を受講させ、業務従事者の資質の向上に努めること。

（１０）「こども性暴力防止法」への対応

令和８年１２月２５日に施行される「こども性暴力防止法」を踏まえ、以下の対応を行うこと。

- ア．受注者は、「こども性暴力防止法」を踏まえ、児童・生徒の安全確保及び性暴力等の防止に必要な措置を講じること。
- イ．受注者は、こども性暴力防止法に基づく認定事業者であること、又は同法の施行後、速やかに認定申請を行う予定であること。
- ウ．認定申請を予定する場合は、認定に必要となる体制整備、従事者への研修、相談・報告体制の整備、情報管理等について、適切に準備を進めること。
また、受注者は、これらの措置を適切に実施していることを発注者に対して報告すること。
- エ．受注者は、従事者を新たに業務に従事させる場合においても、こども性暴力防止法その他関係法令に基づき必要となる犯罪事実確認その他の措置を実施し、必要な措置を講じた上で業務に従事させること。

（１１）Wi-Fi 環境の整備について

各会場での実施において、教材は発注者で準備する AI ドリル（市で導入）を使用するため、受講者全員が市から貸与した１人１台学習者用端末を円滑に使用できるようインターネットが接続できる環境を整えること。

（１２）個人情報保護マネジメントについて

児童・生徒等に関わる全ての個人情報について、セキュリティ対策を適切に行うこと。

（１３）（１）から（１２）に附帯するその他必要な業務

（１）から（１２）に附帯するその他必要な業務については、必要に応じて、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

5. 業務委託期間

契約締結日 から 令和11年3月31日 まで

6. 実施場所

会場は発注者で指定する和泉市内の下記公共施設（7会場予定）とする。

会場	会場定員	募集定員（予定）
和泉市立青少年センター （和泉市幸三丁目1番25号）	36人	小学4・5・6年生 ⇒各学年約145人程度
和泉市北部リージョンセンター （和泉市太町552番地）	54人	
和泉市立和泉図書館 （和泉市府中町一丁目20番1号 フチュール和泉3階）	60人	
和泉市生涯学習センター（和泉シティプラザ） （和泉市いぶき野五丁目4番7号）	108人	中学1・2・3年生 ⇒各学年約75人程度
和泉市教育センター （和泉市府中町四丁目11番23号）	70人	
和泉市南部リージョンセンター （和泉市仏並町398-1）	50人	
和泉市立コミュニティ体育館 （和泉市光明台一丁目44-8）	30人	

7. 現場確認

発注者は、受注者の業務内容及び、教室の状況を把握するため、適宜、現場確認を行う。

確認の結果、発注者から改善等を求められた場合には、受注者は誠意を持って対応すること。

8. 責任者の配置

受注者は、業務総括責任者を配置すること。また、各教室には、教室管理責任者を配置し、発注者との連携や情報交換を密にすること。また、業務総括責任者及び教室管理責任者は、正社員をもって、その任にあたらせること。

業務総括責任者及び教室管理責任者を配置後は発注者に書面にて報告すること。また当該責任者が変更したときは、発注者にその都度報告すること。

9. 報告

受注者は、本事業における成果等を分析した完了報告書（学力診断テストの結果分析及びアンケートの結果分析）を作成し発注者に提出、又は発注者の求めに応じて提示できるよう保管すること。（受注者による任意様式）

10. 秘密の保持

受注者は、この業務を遂行するにあたり、個人情報保護に係る法律を遵守しなければならない。なお、本業務委託契約の期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

11. 再委託の制限

受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。但し、予め書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。第三者に業務の一部を委託する場合は、この契約に定める受注者と同じの義務をその第三者に承継させるものとし、万一事故等が生じたときは、受注者の責任において処理するものとする。

12. その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

13. 担当部署

和泉市教育委員会事務局 教育部 学校教育室 （担当：辻川）

住 所：和泉市府中町二丁目7-5（和泉市役所）

Eメール：suishin@city.osaka-izumi.lg.jp

電話番号：0725-99-8165（直通）